ほぼ週刊コラム　Partnership論　その１８９

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』**

**第二十三回勉強会（通年内容は[年表rev.9](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Papers/evolution%20history/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev9.ppt)参照方）の準備**

**我が輩はcurrency in the public sphereである。名前はまだ無い。**

20160519 rev.1 齋藤旬

**読者から「currency in the public sphereの名前」について問い合わせが来た**。色々調べたところ結局、distributed ledgers（分散型元台帳）based on blockchains[[1]](#footnote-1)によるvirtual[[2]](#footnote-2) currency（仮想通貨）が展開していくにつれ、currency in the public sphereとなっていくことはほぼ確実視されているが、その名前はまだ定まっていない、ということが分かった[[3]](#footnote-3)。

名前候補は、money of the common, free money, credit money, non-fiat money, cryptocurrenciyなど出てきているが、「これが定番」という状況ではない。最有力候補はBitcoin[[4]](#footnote-4)だが、この名の初出が、謎の日本人Satoshi Nakamotoの2008年論文であり、その日本でマウントゴックス事件を起こした暗いイメージから、まだ決定版とは言えない。

　また、定番名前を調べる目的でGoogle Ngramは残念ながらまだ使えない。Google Ngramには現時点で、2008年までの書籍のwordingしか整理されていないからだ。

**しかし2008年以降、この関連の書籍や文献は、急激に大量に出ている**。その中から今週は、2016年1月IMF論文『仮想通貨を超えて』[Virtual Currencies and Beyond](https://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2016/sdn1603.pdf)の、Executive Summaryを和訳することにした。

　the public sphereからでなくpublic sphereからの観点で書かれているためconservativeな見解（例えばtax avoidanceの温床になりはしないか等）も目立つが、キチンと「このinnovationを窒息させてはならない」と述べているようなところに好感をもったからだ。

　重要と私が感じた部分に下線や赤字を付した。そこでは立ち止まってジックリと読んで頂きたい。究極的なfinancial inclusion（金融包摂）は特に重要。つまり、「distributed ledgers based on blockchainsによって究極的な金融包摂が形成される」という期待が、この論文の底流にある。このことに気付いて頂きたい。

　なお、この論文の副題はInitial Considerationsとなっている。「最初の考察」という意味に「元来の約因」という意味を引っかけていると思う。IMF Staffの意気込みと洒落っ気が感じられる論文。ご堪能あれ。

2016年1月IMF論文『仮想通貨を超えて』[Virtual Currencies and Beyond](https://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2016/sdn1603.pdf)

Executive Summary和訳 rev.1　齋藤旬（下線と赤字付加も）

暗号化とnetwork computingの技術開発が進み、新たなtechnologyがglobal economyに大きな変化をもたらそうとしている。即ちgoods, services and assetsの交換様式がtransformしようとしている。この過程で一つの重要な局面は、仮想通貨（virtual currencies, VCs）の登場だ。VC schemesはprivate sector systemsであり、多くの場合そこではpeer-to-peer exchangeが利用され、伝統的な中央銀行による手形決済機能（central clearinghouses.）は使われない。VCsとその関連技術 --- 特筆すべき技術としてはdistributed ledgers（分散型元台帳）based on blockchains、は急激に進化を続けており、その将来の姿を予測するのは困難だ。

VCsは多くのpotential benefitsをもたらす。例えば、（特にcross bordersの場合）支払いと移転とにgreater speed and efficiencyをもたらし、究極的にはfinancial inclusion（金融包摂）を推進するだろう。また、distributed ledgers（分散型元台帳）が多くのVC schemesに埋め込まれていて、transactions in a large networkをdecentralizedなままで追跡し続ける。これこそVCsそのものを遙かに超えた潜在力を発揮するan innovationだ。

多くの利点と同時にこの様なVCsは憂慮すべきrisksももたらす。例えば、money launderingのpotential vehiclesになるだろうし、terrorist financing, tax evasion, and fraudのrisksもある。確かにまだVCsの規模は極めて小さく、今の段階ではこの様なmonetary policyが悪用される危険は非常に小さいと考えられるが、これら新技術が広く使われるようになるにつれ、ついには金融安定性が損なわれるかもしれない。

この様なVCs到来に備えて効果的規制を開発する動きは、まだearly stageにある。VCsは、national levelにある種々のagenciesが持つresponsibilitiesをかいくぐり、なおかつglobal scaleに運用されるので、規制することが困難だ。即ちその多くは不透明であり、伝統的金融systemsの外で運用されるために、その運用をmonitorするのは困難だ。

規制当局者達は、countriesによってその対処法は違うが、このchallengesに取組み始めた。例えば、通貨に関し従来からある法律をVCsに適用できないか明確にする、消費者達にVCs警戒を促す、特定のVC market participantsに許認可条件を示す、金融機関がVCsを扱うことをprohibitする、VCs使用そのものを完全にbanする、違反者を提訴する、等だ。この様な対処法は、VCsがもたらしたchallengesに対処する初動policyとしては適当かもしれないが、更なる展開が必要だ。特にnational当局者達は、このinnovationを窒息させること無しにrisksを適度に取り除くregulation（制御、規制）を編み出す必要がある。

international levelでは、national levelでのpolicies開発と洗練を促すために出来ることが多々ある。VCsがもたらすrisksと現実的にそれに対処するregulationとを議論し、それらを特定するという重要な役目をinternational bodiesは既に演じているし、今後もそうし続けなければならない。経験を積めば、international standards and best practicesが考案され、様々な分野と局面に応じた最適regulatory responsesを与えるguidanceを策定できるだろう。各jurisdictionsを横断するharmonizationを推進できるだろう。またこの様なstandardsにより、cross-country cooperation and coordinationを、情報共有、cross-border違反行為の査察と提訴、などの分野において行うための枠組みを設定できるだろう。

なおIR4（第四次産業革命）の和訳作業ファイルrev.4を[作業ファイル](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Papers/IR4/The%20Fourth%20Industrial%20Revolution%20by%20Klaus%20Schwab%20revX.docx)にアップしておいた。今回は：

2.1.3 Biological 17

2.2 Tipping Points　転換点 21

を和訳した。

　本書には「economic, social, political systemsの根本的変化」という表現が何度も使われているので、語調を日本語に合わせて「経済政治社会体系の根本的変化」と和訳を統一することにした。先に和訳した部分についてもこの改変を加えた。

今週は以上。来週も請うご期待。

1. 今朝の日経新聞「仮想通貨・光と影（３）鎖がつなぐフロンティア」によれば、「個人情報をまとめて暗号化したものが塊（ブロック）で、それを鎖（チェーン）のようにつなげてコンピューター内に保管する」と説明している。network内に保管、の方が適切と思う。 [↑](#footnote-ref-1)
2. [語源](http://www.etymonline.com/index.php?allowed_in_frame=0&search=virtual)を調べると、virtualが「仮想的」即ち"not physically existing but made to appear by software"を意味するようになったのはつい最近の1959年から。virtualの名詞形であるvirtueは12世紀の昔から「個別内発善ないし倫理」を表すキリスト教重要専門用語。その形容詞形virtualは14世紀後半に現れた。virtualの原義は”effective with respect to inherent natural qualities”即ち「個別内発的気質が良好である」を意味する。 [↑](#footnote-ref-2)
3. Googleで「blockchain +"the public sphere" +"fiat money"」と検索すると125件ヒットする。それらをザッと読んでみて本文のように結論づけた。

   なおfiatは「権力者の専断」を意味する。つまりfiat moneyは、金銀（gold, silver）との兌換（だかん）が保障されていない、国家の信用のみによって価値を持つと人々が納得するmoneyのことをいう。無冠詞のpublic sphereで通用するmoneyがfiat moneyである、とも言えるし、あるいは、近い将来global規模に出現するだろうdistributed ledgers based on blockchainsによるvirtual currency（仮想通貨）は、the public sphereが育っていない社会では価値を形成できない即ち通用しない、とも言える。

   [seigniorage](https://en.wikipedia.org/wiki/Seigniorage)（通貨発行特権または通貨発行益、シニョリッジ）は、public sphere即ちstate（国家）に独占されていたが、the public sphere即ちnon-state sphereも持てる様にthis worldが変化しようとしている。ただ、the public sphereが育っているとは言い難い日本社会は、このcurrency in the public sphereでもオイテケボリを食らうかもしれない。 [↑](#footnote-ref-3)
4. シンボルは、BTC,[[note 2]](https://en.wikipedia.org/wiki/Bitcoin#cite_note-BTCcode-7) XBT,[[note 3]](https://en.wikipedia.org/wiki/Bitcoin#cite_note-XBTcode-11) [BitcoinSign.svg](https://en.wikipedia.org/wiki/File:BitcoinSign.svg), [[note 4]](https://en.wikipedia.org/wiki/Bitcoin#cite_note-BTCsym-13) Ƀ [↑](#footnote-ref-4)